

別紙 1

産地パワーアップ事業 園芸関係対象品目・品種一覧表

区 分	事業対象となる品目・品種
野菜	
露地	県重点推進野菜（たまねぎ、キャベツ、じゃがいも、にんじん、はなっこりー、かぼちゃ）、ハクサイ、ブロッコリー、レタス、白オクラ、ダイコン、らっきょう、れんこん
施設	県重点推進野菜（いちご、トマト）、アスパラガス、ほうれんそう、ねぎ、田屋なす、メロン、スイカ、ピーマン、きゅうり、なす
果樹	
果樹農業振興措置法施行令第2条に定める果樹	県重点推進果樹（かんきつ類の果樹（せとみ（ゆめほっぺ））、かんきつ類の果樹（うんしゅうみかん、いよかん、なつみかん、ぽんかん、南津海（シードレス）、ゆず、すだいだい、長門ゆずきち）、りんご、ぶどう、なし、もも、びわ、かき、くり、うめ、キウイフルーツ
その他の果樹	いちじく、ブルーベリー
花き 露地、施設	県重点推進花き（オリジナルユリ）、その他ユリ、リンドウ（西京シリーズ）、きく

## 生産支援事業における補助対象機械及び資材

対象作物	補助対象機械及び資材
共通	<p>助成対象となる機械は農業専用機械（アタッチメントのみでも可）であり、本体価格（希望小売価格）が50万円以上であるものに限る。</p> <p>また、山口県高性能農業機械導入計画等に則して過剰な投資とならないよう規模決定を行うこととし、既存機械の単純更新は事業対象外とする。</p>
水稻・麦	<p>1 農業機械等の導入及びリース導入の対象機械  受益農家が原則5戸以上である共同利用機械であること。  主食用米（酒造好適米を除く）の対象機械は集出荷調製機械・設備に限る。  水稻直播機、播種機、乗用管理機、田植機、コンバイン、トラクター、アタッチメント、サブソイラ、溝堀機、マニュアルスプレッダ等の土壌改良に必要な機械、乾燥機、集出荷調製機械・設備  その他 稲作・麦作経営の効率化・合理化に必要な機械・設備</p>
大豆	<p>1 農業機械等の導入及びリース導入の対象機械  受益農家が原則5戸以上である共同利用機械であること。  トラクター、アタッチメント、播種機、管理機、防除機、普通型コンバイン、専用乾燥機、サブソイラ、溝堀機、マニュアルスプレッダ等の土壌改良に必要な機械  その他 大豆の生産力向上に必要な機械・設備</p>
野菜、果樹、花き	<p>1 農業機械等の導入及びリース導入の対象機械  トラクター、トラクターアタッチメント、深耕機、施肥機、播種機、移植機、管理機、収穫機、防除機、堆肥散布機、土壌消毒機  その他 園芸品目の収益力の強化に必要な機械</p> <p>2 生産資材の導入等  パイプハウス(自力施工可能なものに限る)、果樹棚（自力施工可能なものに限る）、灌水施設、養液栽培施設、防蛾灯、果樹根域制限栽培システム、果樹改植  その他 園芸品目の収益力の強化に必要な設備  （注）電源など動力を要するものは補助対象外とする。</p>

## 事業計画の成果目標等に応じた配分の算定基準

項目	内容		ポイント
成果目標	次の成果目標の中から、いずれか1つを選択すること。		
	生産コスト又は集出荷・加工コストの削減 (注)10%以上の削減とすること	10%以上	3
		15%以上	4
		20%以上	5
	販売額又は所得額の増加 (注)10%以上の増加とすること	10%以上	3
		15%以上	4
		20%以上	5
	契約栽培の割合の増加 (注)10%以上の増加かつ50%以上とすること	10%以上	3
		15%以上	4
20%以上		5	
取組主体数	取組主体数が販売農家数に占める割合 (注) 地域協議会等の範囲において、計画を策定する品目・品種を対象とすること	10%以上	3
		15%以上	4
		20%以上	5
面積	産地パワーアップ計画における計画面積の事業要件面積に対する比率	100%以上	3
		120%以上	4
		140%以上	5
集落営農法人*の新規設立	取組主体のうち新規に設立された集落営農法人の数 (注) 1年以内の設立又は設立を見込むもの	1以上	1
		2以上	3
県重点推進品目	大豆・麦		3
	県重点推進品目 (たまねぎ、キャベツ、じゃがいも、にんじん、はなっこりー、かぼちゃ、ゆめほっぺ、オリジナルユリ、いちご、トマト)		5
地域優先順位	計画を策定する品目・品種の地域協議会等における優先順位	3位	1
		2位	3
		1位	5

※ 集落営農法人とは、1～数集落を単位に、関係農家の農地利用の合意形成のもと、集落内農地の相当面積を集積し、集落内の相当数の農家が参加して効率的な営農を实践する法人をいう。